

(メール送付)  
事務連絡  
令和2年5月29日

指定放課後等デイサービス事業所 設置法人代表者 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局  
障がい福祉課長  
(公 印 省 略)

学校の完全再開後の放課後等デイサービス事業所の報酬の  
取扱いについて (修正)

令和2年5月26日付け当課事務連絡「学校の完全再開後の放課後等デイサービス事業所の報酬の取扱いについて」において、『5月25日からの学校の完全再開に伴い、放課後等デイサービス事業所の報酬の取扱いについては、通常通り授業終了後の報酬を算定』することとなる旨お知らせしましたが、今般、厚生労働省より別添のとおり通知があり、『学校休業日単価の取扱いの適用の終了については、～略～通常通りの登校となってから一定程度の期間をおいた上で終了』することとされました。

このため、県内各市町と協議した結果、県内の支給決定障害児に対しては、以下のとおり取り扱うこととしましたので、5月分の報酬の請求にあたり、遺漏のないようお願いいたします。

○ 学校休業日単価の終了日 … 令和2年5月31日

※ 5月サービス提供分は全日休業日単価(学校再開後の5月25～29日も休業日単価)、  
6月サービス提供分から通常取扱い(開校日は授業終了後の単価)  
となります。

また、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱い(定員超過の場合や人員基準を満たさない場合の減算を適用しない等)については、厚生労働省からの通知に記載のとおり、当面継続します。

**(参考) 愛媛県ホームページ「新型コロナウイルスに係る情報について」**

<https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/jigyousyaoshirase/singatakoronawirusu/index.html>  
愛媛県トップページ > 健康・医療・福祉 > 障がい者福祉 > サービス事業者 >  
指定障害福祉サービス事業者等の方へのお知らせ > 新型コロナウイルスに係る情報等について

愛媛県保健福祉部生きがい推進局  
障がい福祉課障がい支援係 菊地  
TEL : 089-912-2424 FAX : 089-931-8187